

# 東北地方太平洋沖地震等により避難されてきた要介護者等の介護サービスの利用について

(介護保険課)

富山市に避難されてきた、東北地方太平洋沖地震等により被災された要介護者の方々の介護サービスの利用について、お知らせします。

## 1. 介護サービスの利用等の相談について

介護サービスの利用等の相談については、介護保険課、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び介護保険施設のいずれにおいても受け付けています。

## 2. 介護サービスの利用者

災害救助法の適用市町村や原子力災害対策措置法による避難指示された地域からの避難者で、要介護等の認定を受けておられる方については、紛失等によって介護保険被保険者証を提示することができなくても、氏名・住所・生年月日の確認ができれば介護サービスを利用することができます。

## 3. 介護サービスの利用料等について

利用料の支払いが困難な方については、次のとおりその支払を猶予します。

### ア. 対象者（次のいずれにも該当）

- a 災害救助法の適用市町村のうち岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の該当市町村、長野県の一部の町村に住所を有する方及び、当該地域より富山市に転入された方
- b 次の申し立てを行った方
  - ① 被保険者又はその世帯の生計維持者の住宅等に著しい損害を被ったこと
  - ② 世帯の生計維持者が死亡、長期間入院し、収入が著しく減少したこと
  - ③ 当該被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止・休止又は失職し、現在収入がないこと
  - ④ 被保険者の主たる生計維持者が行方不明であること
  - ⑤ 原子力災害対策特別措置法による避難者であること  
(避難のための立ち退き対象地域・屋内退避対象区域の住民)

### イ. 当面の取り扱い

上記a及びb①②③については、5月までの介護サービス分について5月末日まで、④については、5月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまで、⑤については、5月までのうち当該指示が解除されるまで、その支払を猶予します。

(担当) 福祉保健部介護保険課  
電話076-443-2041